

令和6年度メンタルヘルス対策事業委託事業実施要領

1 目的

この事業は、職員が不調に陥る前に、気軽に職場での仕事の進め方や人間関係などの悩み、考え方のくせなどを学び・相談できる体制を整えることで、職員全体が心身共に健康な状態で職務に専念できる職場環境を実現することを目的とする。

2 事業内容

- (1) 新規採用職員等メンタルヘルスセミナー
- (2) メンタルヘルスセミナー（グループリーダー・係長）
- (3) 仕事のストレス相談
- (4) コンサル相談

3 事業概要等

(1) 新規採用職員等メンタルヘルスセミナー

ア 対象者

入庁1年目の職員、入庁後初めて異動した職員（職歴がある者を除く）、令和5年度新規採用職員等メンタルヘルスセミナーの未受講者

イ 目的・内容

メンタルヘルスに関する基本的な知識を習得し、ストレスケアのために、自分でできるストレス解消法を実践することで、メンタルヘルス不調を予防する。

20人程度の小グループでの講義及び演習を行う

(2) メンタルヘルスセミナー（グループリーダー・係長）

ア 対象者

グループリーダー及び係長の職員

イ 目的・内容

中間管理職が抱えるストレス要因と背景を知り、自分自身や係員のストレスの気づきと対処法を実践することで、メンタルヘルス不調を予防する。

(3) 仕事のストレス相談

ア 対象者

仕事のストレス相談を希望する職員

イ 目的・内容

仕事の進め方や職場の人間関係等によるストレスが原因で不調症状が現れる前に相談することで、ストレス対処法や考え方のくせを知り、仕事のストレスとうまく対処できることを目的とする。

相談は、定例日以外にも随時日程調整をし、対応する。

(4) コンサル相談

ア 対象者

コンサル相談を希望する管理職員及び産業保健スタッフ

イ 目的・内容

職員の健康管理を担う管理職員が、職場の課題について効果的な対策を協議する。具体的な対応方法などの助言指導を受けることで、職務に専念できる職場環境を整備することを目的とする。

4 事業の実施機関及び実施日程等

(1) 実施機関

未定（公募型プロポーザルを実施の上決定する。）

(2) 実施日程等

県と実施機関の協議によって決定する。

5 実施方法

(1) 新規採用職員等メンタルヘルスセミナー

- ・人事課職員健康担当は、対象職員の所属長に研修通知を行う。
- ・所属長は、対象職員に周知し、職員が研修を受講できるよう調整する。
- ・職員は、指定された日時に研修会に参加する。研修参加に係る旅費は人事課が負担する。

(2) メンタルヘルスセミナー（グループリーダー・係長）

- ・人事課職員健康担当は、研修通知を行い、受講者を募る。
- ・受講を希望した職員は、希望した会場で受講する。研修参加に係る旅費は所属負担とする。

(3) 仕事のストレス相談

- ・人事課職員健康担当は、所属長に仕事のストレス相談の実施を通知する。
- ・所属長は、職員に周知し、相談利用を勧奨する。
- ・相談を希望する職員は、職員健康担当（健康指導グループ）に、電話等で申し出る。
- ・職員健康担当は、相談の日時を職員に伝える。
- ・相談を希望する職員は、指定された日時に指定された場所に出向き、相談を受ける。

(4) コンサル相談（管理職員、産業保健スタッフ）

- ・人事課職員健康担当は、所属長にコンサル相談の実施を通知する。
- ・相談を希望する管理職員は、職員健康担当（健康指導グループ）に、電話等で申し出る。
- ・職員健康担当は、相談の日時を職員に伝える。
- ・相談を希望する所属長等は、指定された日時に指定された場所に出向き、相談を受ける。

6 サービスの取扱い

新規採用職員等メンタルヘルスセミナーの受講については、職務命令とする。

職員が相談を受けるための必要な時間については、職務専念義務の免除とする。

7 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いに当たっては個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。